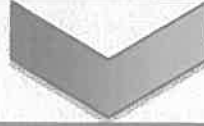


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 30 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 1 4 日 午前 9 時 0 0 分から 令和 7 年 8 月 2 1 日 午後 5 時 0 0 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 8 月 2 7 日 午前 9 時 3 0 分 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 9 月 4 日 午前 1 1 時 0 0 分 東京地方裁判所民事第 2 1 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 2 8 日 午前 9 時 2 0 分から 令和 7 年 9 月 1 日 午後 5 時 0 0 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 3 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	20,350,000 16,280,000	一括	4,070,000	54,433	11,664
1	16,450,000				
2	3,900,000				
				</	

物 件 目 録

1 所 在 大田区西蒲田二丁目
 地 番 12番74
 地 目 宅地
 地 積 59.77平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

共有者 A 持分3分の1
 共有者 B 持分3分の1
 共有者 C 持分3分の1

2 所 在 大田区西蒲田二丁目12番地74

家屋 番号 12番74

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺3階建

床 面 積 1階 28.00平方メートル
 2階 29.64平方メートル
 3階 29.23平方メートル

共有者 A 持分3分の1
 共有者 B 持分3分の1
 共有者 C 持分3分の1



物件明細書

令和 7年 6月13日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

1 所 在 大田区西蒲田二丁目
地 番 12番74
地 目 宅地
地 積 59.77平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

2 所 在 大田区西蒲田二丁目12番地74

家屋 番号 12番74

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺3階建

床 面 積 1階 28.00平方メートル
2階 29.64平方メートル
3階 29.23平方メートル

共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1



令和7年(ケ)第40号
令和7年4月23日受理
令和7年5月14日提出
(評価人：竹迫裕美子)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 大田区西蒲田二丁目
地 番 12 番 74
地 目 宅地
地 積 59.77 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1
共有者 B 持分 3 分の 1
共有者 C 持分 3 分の 1

2 所 在 大田区西蒲田二丁目 12 番地 74
家屋 番号 12 番 74
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 3 階建
床 面 積 1 階 28.00 平方メートル
2 階 29.64 平方メートル
3 階 29.23 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1
共有者 B 持分 3 分の 1
共有者 C 持分 3 分の 1



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	東京都大田区西蒲田二丁目11番1号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（一部公衆用道路）（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本件土地上に下記建物を共有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件2			
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが、本建物を居宅（残置動産のある空室）として共同して使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ F (共有者 A 及び B の 代理人弁護士)	1. 本件建物には、亡 D がその生前に 1 人で住んでいましたが、令和元年 8 月 1 日から同月 10 日までの間に建物内で孤独死しており、戸籍記録によれば、同月 24 日に死亡届が受理されています。現在は、誰も本件建物を使用していません。 (令和 7 年 5 月 9 日電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1. 本件土地建物の位置関係及び形状等は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 物件1の土地（本件土地）上に物件2の建物（本件建物）が建てられており、本件土地は、本件建物の敷地として使用されていた。
なお、本件土地北側部分は、現況公衆用道路の一部になっていた。
3. 本件建物の占有状況等は、次のとおりであった。
 - ① 本件建物の郵便受け及び玄関表札には、前々所有者である亡Eの姓が表示されていた。
 - ② 初回臨場時及び立入調査時のいずれも不在であった。
 - ③ 本件建物内には、亡E宛ての郵便物や前所有者である亡D宛ての郵便物が存在したが、ほかに、共有者ら以外の第三者による占有をうかがわせる徴表は見受けられなかった。
 - ④ 本件建物は、室内に家具や日常生活用品等があり、個人の居宅として使用されている状況であったが、ライフラインは停止され、生活感はなく、長期不在と思われる状況であった。
 - ⑤ 共有者A及びBの代理人弁護士Fから「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取した。
4. 上記現場の状況等から、本件建物は、共有者らが居宅（残置動産のある空室）として共同して占有していると認められた。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年4月30日 7:42-7:52	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 □図面作成 □評価人同行 ■占有者に対する臨場日時通知書・照会書投函
令和7年5月7日 8:10-8:44	物件所在地	■物件確認 ■物件調査（立入調査） ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行
令和7年5月9日 13:10-13:16	当庁（電話）	■F（共有者A及びBの代理人弁護士）から聴取

(特記事項)

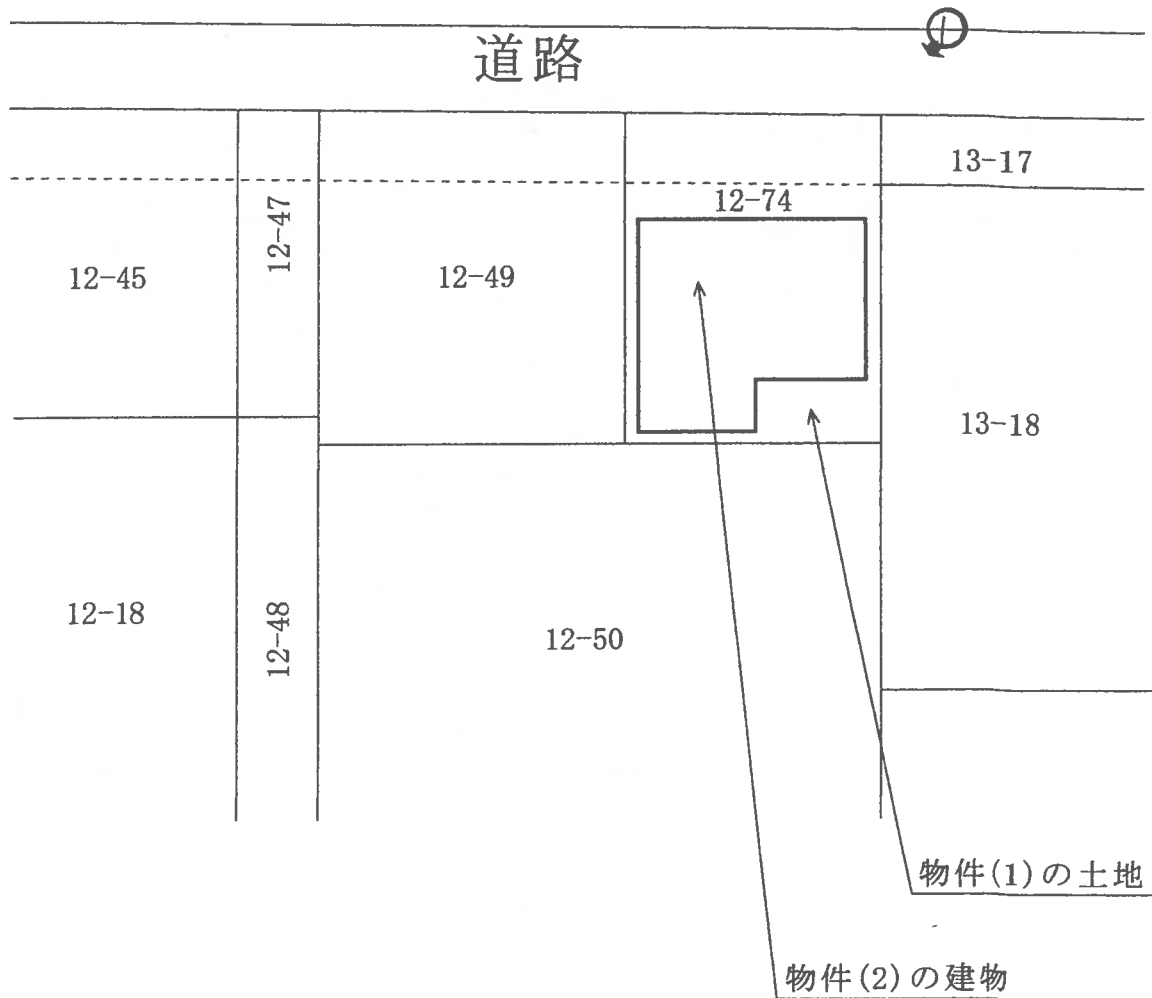
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和7年5月7日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Gを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

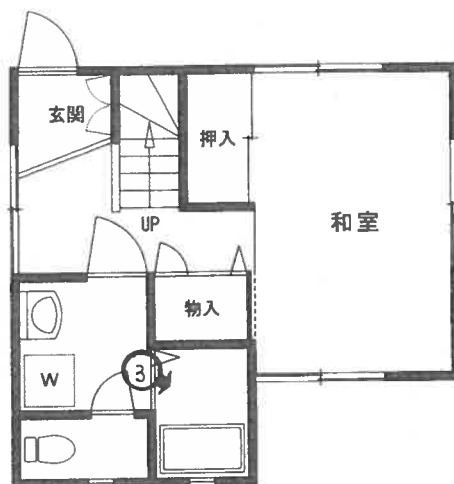
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

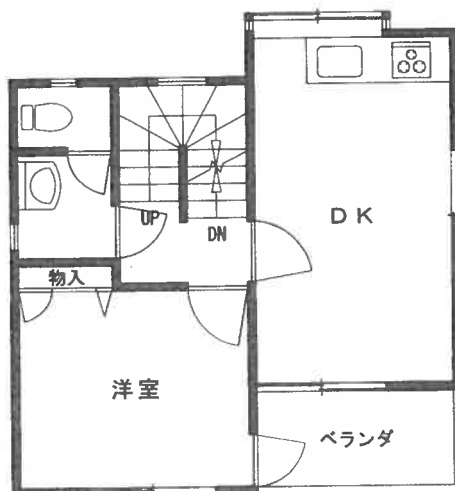
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり



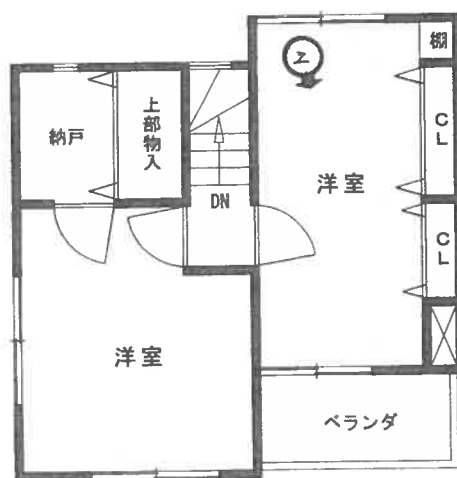
←○: 写真撮影位置と方向



1 階



2 階



3 階

←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 7 年 (ケ) 第 40 号
令和 7 年 5 月 7 日 現地調査
令和 7 年 5 月 23 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 竹迫 裕美子

第1 評 価 額

一 括 価 格 (合 計)	
金 20,350,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 16,450,000円
物件2 (建物)	金 3,900,000円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地価格は物件2の建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 本件評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて評価するものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		地 目 宅地一部公衆用道路
2	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 大田区西蒲田2丁目11番1号
番号	特記事項		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 所 在 大田区西蒲田二丁目
地 番 12番74
地 目 宅地
地 積 59.77平方メートル

共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

2 所 在 大田区西蒲田二丁目12番地74

家屋 番号 12番74

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺3階建

床 面 積 1階 28.00平方メートル
2階 29.64平方メートル
3階 29.23平方メートル

共有者 A 持分3分の1
共有者 B 持分3分の1
共有者 C 持分3分の1

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件1)

位 置 ・ 交 通	東急池上線「蓮沼」駅の北東方約 960 m (道路距離・徒歩約 12 分)、J R 京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線「蒲田」駅の北西方約 1,140 m (同・徒歩約 14 分)、大田区西蒲田 2 丁目 1 1 番街区に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中小規模一般住宅を中心に、アパート等が混在する住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種住居地域 60 % (指定) 200 % (指定) 準防火地域・新たな防火規制区域 第 2 種高度地区・日影規制 4 ~ 2.5h/4 m
画 地 条 件 等	地 形 間 口 ・ 奥 行 地 所 の 他	積 状 59.77 m ² ほぼ長方形 間口約 6.4 m・奥行約 9.3 m ほぼ平坦 格別なものはない
接 面 道 路 の 状 況 等	北西側指定幅員 4.545 m舗装認定外道路 (物件 1 を含む・S4/12/30 指定第 2626 号・建築基準法第 42 条 1 項 5 号附則 5 項該当) にほぼ等高に接面する。	
土地の利用状況等	共有者らが物件 2 の建物の敷地として利用している。建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あ り あ り あ り ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管 (以下施設管という) が通っていることをいう。「なし」とは同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認できない場合をいう。
特 記 事 項	1.区担当部署発行の指定道路調書によると、接面する認定外道路は旧水路で管理幅 2.18 m、道路後退は中心振り分けとされており、道路接面部分是一部道路に提供されていると認められる。 2.大田区防災ハザードマップに多摩川洪水・呑川氾濫の浸水想定情報あり。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成9年4月15日 約28年 約2年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造スレート葺3階建 サイディング等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼・板貼等 フローリング・CFシート・畳等 システムキッチン・浴室・洗面室・トイレ等 格別なものはない
床面積(現況)	1 階 2 階 3 階 延	28.00 m ² 29.64 m ² 29.23 m ² 86.87 m ²
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 4DK+納戸
品 等	中位	
保守管理の状態	汚損・劣化の程度は経年相応と認められ普通。	
建物の利用状況	共有者らが占有しているが、長期不在の状態と認められる。	
特 記 事 項	1.共有者らより雨漏り、漏水、設備の不具合の申告はなかった。設備等の動作確認は行っていない。 2.建築確認済証交付記録はあるが、検査済証交付記録は確認できず、建築基準法令適合性は確認できない。建築確認関係記載事項証明書によると敷地面積は52.21 m ² である。 3.本件建物に独居していた亡Dが、建物内で令和元年8月1日から同月10日までの間に孤独死したとのことであり、室内には家具・日常生活用品等が残置されているが、現地調査日現在特段の汚損・臭気等は感じられなかった。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	496,000	× 0.85	× 59.77	× 0.97	= 24,440,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行・規模等）が標準的な中間画地を想定している。

公示地 大田－32

$$\begin{array}{ccccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 559,000 \text{ 円/㎡} & \times & 102 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 115 & = & 496,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地等はほぼ標準的画地と認められ必要なし。

地域格差：対象地域に比して公示地等の所在地域は交通接近・街路・環境条件に優ること等を考慮して総合の格差率を判定した。

イ 個別格差：道路提供部分を含みやや規模過小である減価要因等を考慮し総合の個別格差率を判定した。

ウ 地積：登記地積

エ 建付減価：建物と敷地の適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物 件 番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
2	240,000	× 86.87	× 0.06	= 1,250,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記面積を採用。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 28 年、経済的残存耐用年数約 2 年、観察減価率－ 5 % (保守管理の状況・建築基準法令適合性への疑義等を考慮した)
- ・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 2 年 ÷ (28 年 + 2 年) × (1 - 0.05) = 0.06 (小数第 3 位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	24,440,000	× 0.15	場所的利益	= 3,670,000

ア 建付地価格：前記1①オ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立しないと解されるので、建物の場所的利益を考慮した。
場所的利益の価値割合は、法的な保護が期待できるか否か並びに建物の性質等を総合的に勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円)
1	(24,440,000)	－ 3,670,000)	× 1.0	× (1-0.01)	× 0.8	= 16,450,000
2	(1,250,000)	＋ 3,670,000)	× 1.0	× (1-0.01)	× 0.8	= 3,900,000
一括価格 (合計)						20,350,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：建物内で孤独死があったことによる複合不動産としての市場流通性の減退の程度を総合的に考慮し、市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（大田－32）

所 在：大田区西蒲田4丁目30番16、「西蒲田4－31－12」

価 格：559,000 円／㎡

位 置：「蒲田」駅の北西方道路距離約 720 mに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：165 ㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南5m区道

用途指定等：第一種住居地域（建蔽率 60 %，容積率 200 %）

地域の概要：中小規模一般住宅、共同住宅等が多い住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写

建物図面・各階平面図写

以 上

令和7年5月23日

評価人 不動産鑑定士

竹迫 裕美子 ㊞



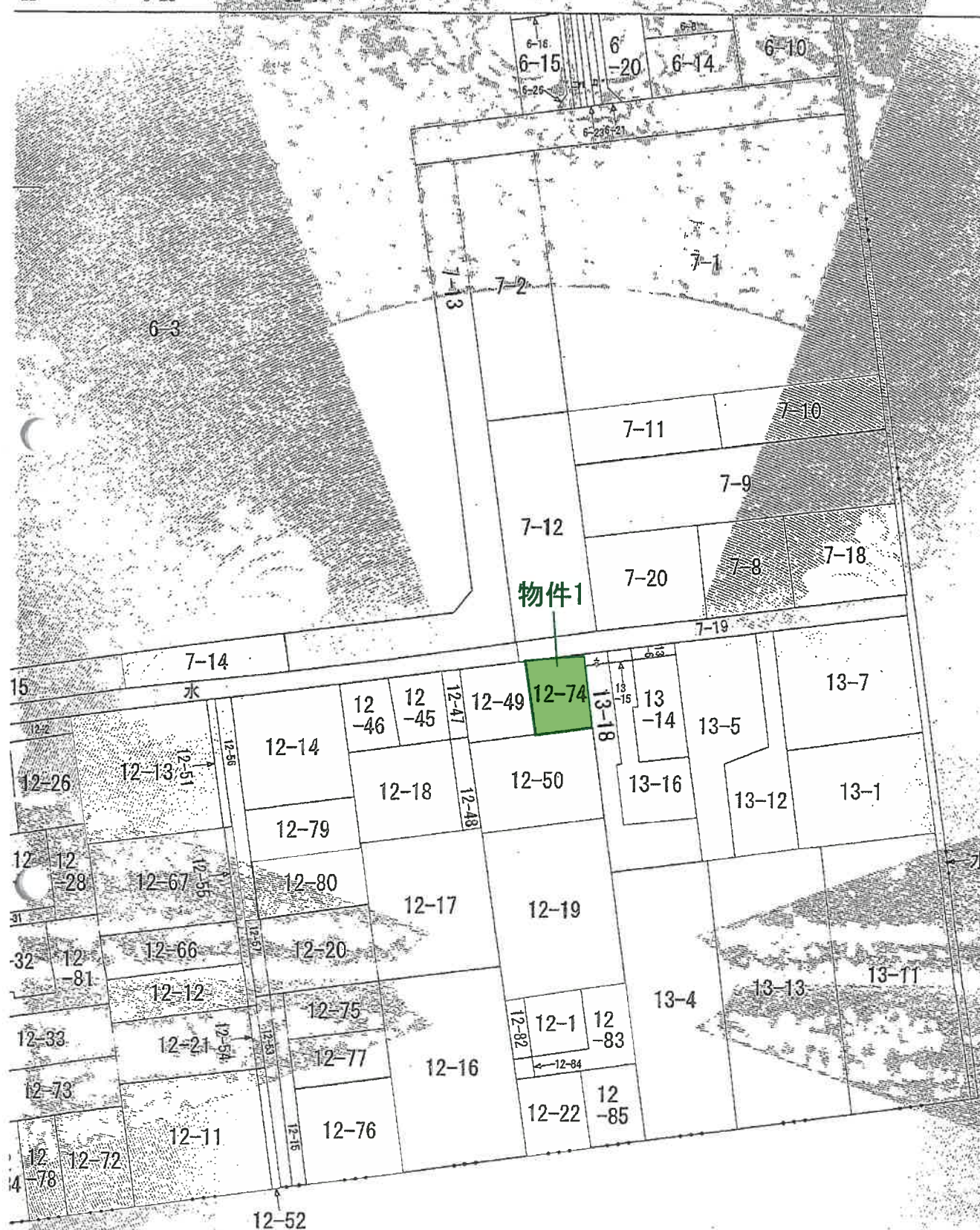


2-58
-22

△

6-24
6-25

13-17
12-44



縮尺 1/600

公図写

面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け

地

登記年月日：平成8年11月7日

これは図面に記載されている内容を正確に示すための図面である。
(東京法務局城崎出張所管理)

令和7年1月15日 東京法務局 登記官

本図はA3版をA4版に縮小

地積測量図写

縮小率：82

地積測量図

地番 12-49
12-74

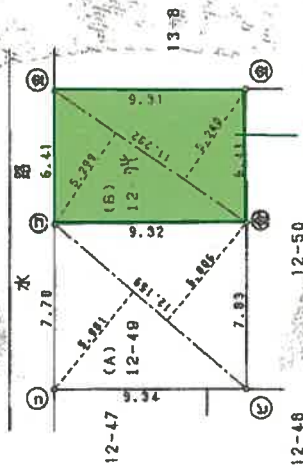
土地の所在 大田区西蒲田二丁目



三斜本積表

地番	(A)12-49	底辺	高さ	倍	面積	積
NO.		12.159	5.981		72.722979	
		12.159	8.006		73.026954	
				倍	面積	145.749933
					面積	72.8748665
					地積	72.87

地番	(B)12-74	底辺	高さ	倍	面積	積
NO.		11.292	5.298		59.838308	
		11.292	5.298		59.712096	
				倍	面積	118.548404
					面積	59.7742020
					地積	59.77



物件1

青	石	境界線の種類
コ	石	境界線の種類
金	コンクリート	境界線の種類
じ	金	境界線の種類
利	利	境界線の種類

年11月1日作製)

申請人

縮尺 1/250

080120

18117

登記年月日：平成9年9月2日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。

(東京法務局東南出張所管轄)

令和7年1月6日 東京法務局

本図はA3版をA4版に縮小

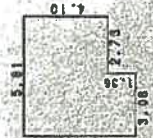
建物図面・各階平面図写

各階平面図

建物図面

家屋番号	12-74
建物の所在	東京都大田区西蒲田二丁目12番地74

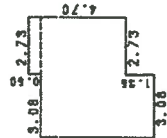
1 階



求積表

5.46 X 3.08	=	16.8168
4.10 X 2.73	=	11.1930
合計		28.0098
床面積		28.00 m ²

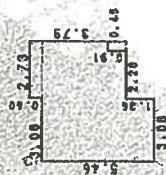
2 階



求積表

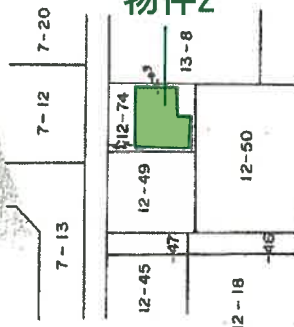
5.46 X 3.08	=	16.8168
4.70 X 2.73	=	12.8310
合計		29.6478
床面積		29.64 m ²

3 階



求積表

5.46 X 3.08	=	16.8168
4.70 X 2.28	=	10.7160
3.79 X 0.45	=	1.7055
合計		29.2383
床面積		29.23 m ²



物件2

(図面縮小)

9.9.24

520458

作製者

1日作製

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

9.9.24